

用語の定義

別紙 1

この調査票における用語の定義は、次のとおりです。

なお、調査票中の用語の「*」の数字と下表の「No.」が対応しています。

また、子育て総合情報サイト「らっこネット」(<http://takamatsu-rakko.net>)でも、子育て関連の用語について検索することができますので、必要に応じご参照ください。

No.	用語	定義など
1	幼稚園	小学校以降の教育の基盤をつくるための幼児期の教育を行う施設
2	保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設
3	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設
4	地域子育て支援拠点	専門のスタッフが常駐し、おおむね3歳未満の子と親が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場
5	放課後児童クラブ	放課後、保護者が就労等により昼間家庭にいない場合に小学生に遊びや生活の場を提供するもの
6	放課後子ども教室	地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校やコミュニティセンターで学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組みで、保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できるもの
7	児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設
8	病児・病後児保育	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
9	ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、育児の援助をしてほしい人（依頼会員）と、育児の援助をしたい人（提供会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業
10	利用者支援事業	児童やその保護者が認定こども園・幼稚園・保育所等の施設選択や、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供を行い、必要に応じ相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業
11	夜間養育等事業 (トワイライトステイ)	保護者の仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童福祉施設等で預かる事業
12	短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	保護者の病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育等が一時的に困難な場合、また、母子が緊急かつ一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において、児童や母子を一時的に養育・保護する事業
13	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等の資格を持つ養育支援員が、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

No.	用語	定義など
14	産後ケア事業	産後1年以内の産婦とその乳児を対象に市内助産所等にて母乳管理や赤ちゃんのお世話など必要な保健指導（宿泊型・通所型）を行う事業
15	こども食堂	家庭的な雰囲気の下、子どもに無料または低額で食事を提供することにより、子どもが安心して過ごすことができる場となるとともに、子どもが食を通じて他者とふれあい、豊かな人間性や社会性を育むことができる場
16	延長保育事業	保護者の就労時間の多様化に対応するため、通常の保育時間である11時間を超えて保育を実施するもの
17	休日保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、日曜、祝日の保育を実施するもの
18	夜間保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、夜間の保育を実施するもの
19	一時預かり事業	保護者が病気や急用の場合などに、保育所や認定こども園等で一時的に子どもを預かる事業
20	こんにちは赤ちゃん事業 (新生児訪問・産婦訪問)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
21	はじめてのパパママ教室、離乳食教室 わん・つー・すりー	<u>はじめてのパパママ教室</u> : 初めての出産を迎える夫婦を対象に、楽しい子育てができるよう、妊娠中の生活や育児についての講義と沐浴等の体験を行うもの <u>離乳食教室 わん・つー・すりー</u> : 5か月から離乳完了前までの乳幼児の保護者を対象に、子どもの食育と離乳食についての講習を行うもの
22	子育てハンドブック たかまつ「らっこ」	各種子育て支援制度やサービスについて、分かりやすく1冊にまとめたハンドブック
23	子育て総合情報サイト 「らっこネット」	各種子育て支援制度やサービスについて、パソコンやスマートフォンで閲覧できるサイト
24	特別支援教育・障がい児保育	<u>特別支援教育</u> : 従来の障がい児教育において対象となっていた障がいだけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な教育や指導を行うもの <u>障がい児保育</u> : 障がいのある児童の成長・発達を促すため、健常児とともに集団保育が可能な障がいのある児童の保育を実施するもの
25	たかまつすくすくダイアリー（母子手帳アプリ）	妊娠中の体調や出産・子育ての記録、予防接種の管理をスマートフォンやタブレット等で行うことができる電子母子健康手帳
26	たかまつホッとLINE	「たかまつホッとLINE」では、子育てやイベント、観光などの中から自分が欲しい情報を受け取ることができるほか、防災や休日当番医など暮らしに役立つ市政情報を手軽に取得することができる
27	こども誰でも通園制度 (仮称)	こども誰でも通園制度（仮称）: 普段、保育所や幼稚園等を利用していない未就園児を月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、保育所等で定期的に預かることで、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度

